調査計画

1　調査の名称

経済産業省特定業種石油等消費統計調査

2　調査の目的

経済産業省特定業種石油等消費統計調査（以下「石油等消費統計調査」という。）は、工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3　調査対象の範囲

（1）地域的範囲（■全国　□その他）

（2）属性的範囲（□個人　□世帯　■事業所　□企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）

別表第１に掲げる工業品（以下「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する事業所であって、別表第１で生産品目別に掲げる調査の範囲に属する事業所（生産を行っていない本社又は本店であるものを除く。）とする。

4　報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約１，３００事業所

（2）報告者の選定方法（■全数　□無作為抽出(□全数階層あり)　□有意抽出）

規模以上悉皆調査

以下の情報を基に別表第１に掲げる生産品目及び調査の範囲に掲げる従事者規模の事業所名簿を毎年作成し、悉皆調査を行う。

１．利用可能な最新の経済産業省生産動態統計調査の調査票情報

２．報道などの公開情報、報告者等から得られる事業所の状況変化に係る情報

（3）報告義務者

３（２）の規定する事業所の代表者（以下「報告義務者」という。）

5　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

①事業所の名称

②事業所の所在地

③燃料の受入量、消費量、払出量、在庫量及び発生量、回収量又は生産量

④電力の購入量、消費量、自家発電量及び販売量

⑤蒸気の受入量、発生量、消費量及び払出量

⑥燃料、電力及び蒸気の生産部門別消費量

⑦都市ガスの単位当たり発熱量

⑧法人番号

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

（2）基準となる期日又は期間

毎月末日現在によって行う。

調査期間は、原則として毎月１日から月末までの１か月間。

6　報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

経済産業省　（資源エネルギー庁）― 民間事業者 ― 報告者

（2）調査方法

■郵送調査　　■オンライン調査（■政府統計共同利用システム　□独自のシステム　□電子メール）

□調査員調査　□その他（　　）

〔調査方法の概要〕

石油等消費統計調査は、別表第２に掲げる様式による調査票によって以下の要領で行う。

１）調査票の配布

経済産業省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。

２）調査票の提出

報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送提出するほか、政府統計オンライン調査システムを利用して回答することができる。

民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促及び疑義照会も行う。

7　報告を求める期間

（1）調査の周期

□１回限り　■毎月　□四半期　□１年　□２年　□３年　□５年　□不定期　□その他（　　）

（１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、調査対象月の翌月１５日（１５日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）

8　集計事項

次の事項について集計する。

（1）総合統計表

①調査票別、燃料、電力及び蒸気の消費量

②調査票別、燃料別の受入量、発生・回収又は生産量、消費量、払出量及び在庫量

③調査票別、電力の購入量、自家発電量、消費量及び販売量

④調査票別、蒸気の受入量、発生量、消費量及び払出量

（2）生産部門別統計表

①生産部門別、燃料、電力及び蒸気の消費量

②生産部門別、燃料別の在庫量

（3）地域別統計表

①経済産業局別、燃料、電力及び蒸気の消費量

②経済産業局別、業種別、燃料、電力及び蒸気の消費量

③都道府県別、燃料及び電力の消費量

9　調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法（■e-Stat　□インターネット（e-Stat以外）　□印刷物　□閲覧）

（2）公表の期日

月報は調査対象月の翌々月中旬

年報は調査対象年の翌年６月

８（3）③都道府県別、燃料及び電力の消費量にあっては、年報と同時に公表する。

10　使用する統計基準等

■使用する→■日本標準産業分類　□日本標準職業分類　□その他（　　）

□使用しない

調査対象範囲の画定にあたっては、日本標準産業分類Ｅ製造業の小分類に準拠している。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	１年	経済産業大臣
調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12　立入検査等の対象とすることができる事項

石油等消費統計調査の事務に従事する者は、調査のため必要があるときは、統計法第１５条の規定により、必要な場所に立ち入り、「５．（１）報告を求める事項」の各号に掲げる事項について、検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。

別表第１

調査票の番号	生産品目		調査の範囲
第一号	パルプ・紙・板紙	パルプ 紙 板紙	全部 従事者五十名以上のもの 従事者五十名以上のもの
第二号	化学工業製品（化学繊維を除く。）	石油化学製品 アンモニア アンモニア誘導品 ソーダ工業製品 水素 合成メタン	全部
第三号	化学繊維	化学繊維	従事者三十名以上のもの
第四号	石油製品	石油製品（グリースを除く。）	全部
第五号	窯業製品及び土石製品（ガラス製品（板ガラスを除く。）を除く。）	セメント 板ガラス	全部
		石灰	従事者三十名以上のもの
第六号	ガラス製品（板ガラスを除く。）	ガラス製品	従事者百名以上のもの
第七号	鉄鋼	銑鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品 一般普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 冷間仕上鋼材（磨棒鋼及び線類を除く。） めっき鋼材（線類を除く。） 冷間ロール成型形鋼 鋼管	全部
第八号	非鉄金属地金	銅 鉛 亜鉛 アルミニウム アルミニウム二次地金	全部 全部 全部 全部 従事者三十名以上のもの
第九号	機械器具	土木建設機械 金属工作機械及び金属加工機械 電子部品 電子管・半導体素子・集積回路 電子計算機及び情報端末並びに電子応用装置 自動車及び部品（二輪自動車を含む）	経済産業大臣の指定する従事者五百名以上のもの

別表第２〔調査票様式〕

石油等消費動態統計調査票　第１号（パルプ・紙・板紙）

石油等消費動態統計調査票　第２号（化学工業製品）

石油等消費動態統計調査票　第３号（化学繊維）

石油等消費動態統計調査票　第４号（石油製品）

石油等消費動態統計調査票　第５号（窯業・土石製品）

石油等消費動態統計調査票　第６号（ガラス製品）

石油等消費動態統計調査票　第７号（鉄鋼）

石油等消費動態統計調査票　第８号（非鉄金属地金）

石油等消費動態統計調査票　第９号（機械器具）